

公立大学法人青森公立大学日額旅費支給細則

平成21年4月1日

規程第87号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人青森公立大学旅費規程(平成21年規程第84号)第25条の規定に基づく日額旅費の支給を受ける者の範囲及び日額旅費の額について必要な事項を定めるものとする。

(旅行の区分)

第2条 職員が次に掲げる旅行をした場合は、その研修期間の日数に応じて、日額旅費を支給する。

- (1) 自治大学校の研修を受けるための旅行
- (2) 東北自治研修所の研修を受けるための旅行
- (3) 前2号に掲げる研修を受けるための旅行に類する旅行

2 前項の日額旅費は、同項各号に掲げる研修の期間が15日を超える場合に支給する。

(日額旅費の額)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に規定する旅行について支給する日額旅費は別表の定額に、同項第3号に規定する旅行について支給する日額旅費は旅行地域等を考慮して別に定めるところによる。

2 前条第1項第1号及び第2号に規定する旅行について、前項に規定する日額旅費を超える旅費を必要とすることとなる場合(法人が指定する施設に宿泊した場合に限る。)は、同項の規定による旅費のほか、その超えることとなる金額の範囲内で旅費を支給することがある。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	支給額
自治大学校における研修	5,200円
東北自治研修所における研修	2,900円